

決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ

「でんさい」の現状と課題



2014年12月16日

株式会社全銀電子債権ネットワーク

目次

1. 電子記録債権とは？	3
2. 電子債権記録機関	5
3. 「でんさい」の概要	7
4. 「でんさい」のメリット	10
5. 現在の普及状況	12
6. 今後の課題	15
7. おわりに	26

1. 電子記録債権とは？ (1) 新たな金銭債権として誕生

電子記録債権は、指名債権(売掛債権等)や手形のデメリットを克服した新たな金銭債権として誕生
電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することが、その効力発生の要件

(出典：金融庁・法務省「電子記録債権」)

指名債権のデメリット

- ・譲渡対象債権の不存在・二重譲渡のリスク
- ・債権譲渡を債務者に対抗するために債務者への通知等が必要
- ・人的抗弁を対抗されるリスク



電子記録債権の場合

- ・電子記録により債権の存在・帰属を可視化
- ・電子記録債権譲渡を債務者に対抗するために債務者への通知等は不要
- ・人的抗弁は原則として切断

手形のデメリット

- ・手形の作成・交付コスト
- ・手形用紙の保管コスト
- ・紛失・盗難のリスク
- ・記載事項が限定
- ・分割不可



電子記録債権の場合

- ・電子データの送受信等により発生・譲渡
- ・電子データで管理
- ・電子債権記録機関の記録原簿による管理
- ・任意的記録事項を許容
- ・分割可能

1. 電子記録債権とは？ (2) 電子記録債権法の立法経緯

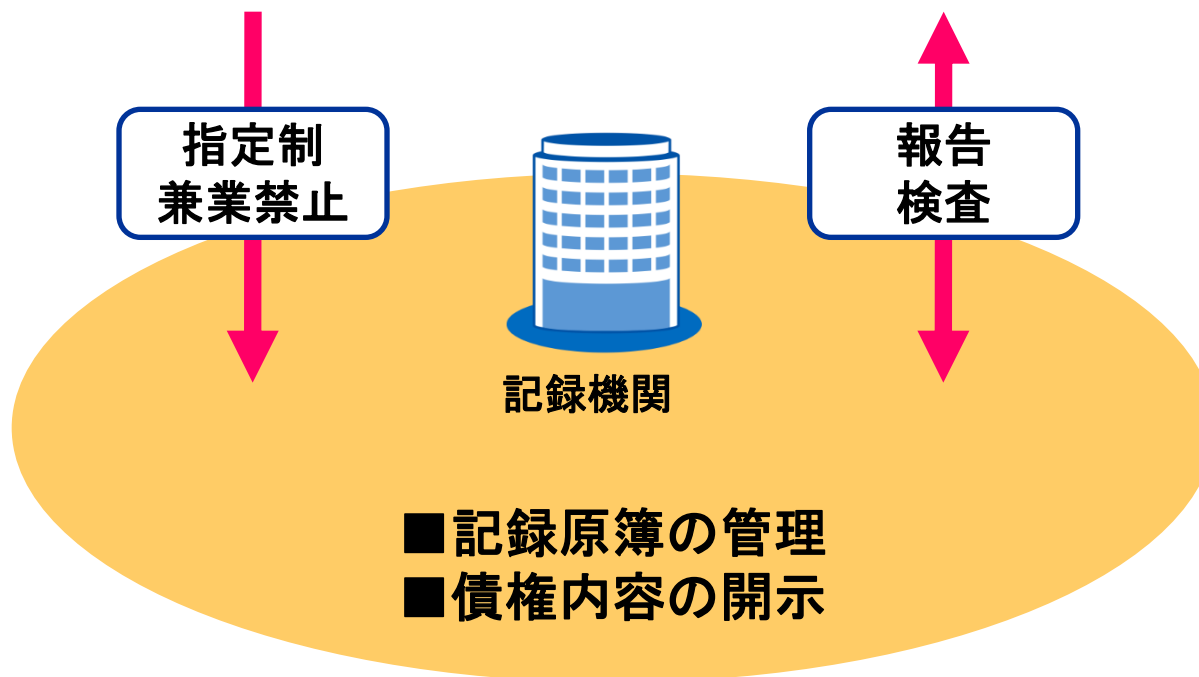
平成15年に取りまとめられた「e-Japan戦略Ⅱ」において、「手形の有する裏書や割引機能等を電子的に代替した決済サービス(電子手形サービス)の普及」等が盛り込まれ、「中小企業の資金効率を向上させ、積極的に事業展開」という政策のもと創設された

平成15年	7月	IT戦略本部決定「e-Japan戦略Ⅱ」
平成16年	4月	経産省「金融システム化に関する検討小委員会報告書—電子債権について—」(産業構造審議会・産業金融部会)
平成17年	4月	経産省「電子債権構想—IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」(電子債権を活用したビジネスモデル検討WG)
	7月	金融庁「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」(金融審議会金融分科会第二部会情報技術革新と金融制度に関するWG)
	12月	法務省「電子債権に関する私法上の論点整理」(電子債権研究会) 法務省・経産省・金融庁「電子債権に関する基本的な考え方」
平成18年	2月	法制審議会電子債権法部会において審議開始
	3月	経産省「電子債権プログラム」(電子債権の管理・流通インフラに関する研究会)
	6月	金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合において審議開始
	7月	法務省「電子登録債権法制に関する中間試案」(法制審議会電子債権法部会)
	12月	金融庁「電子登録債権(仮称)の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」(金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合)
平成19年	2月	法務省「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」(法制審議会) 経産省「電子債権制度に関する研究会 中間報告」(電子債権制度に関する研究会)
	3月	電子記録債権法案の閣議決定・国会提出
	5月	経産省「電子債権制度に関する研究会 第二次報告」(電子債権制度に関する研究会)
	6月	電子記録債権法の成立・公布
平成20年	10月	電子記録債権法施行令・電子記録債権法施行規則、民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則の公布
	12月	電子記録債権法施行

2. 電子債権記録機関 (1) 記録機関の役割


電子債権記録機関は、記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする、電子記録債権の「登記所」のような存在
主務大臣(内閣総理大臣および法務大臣)の指定を受けた専門の株式会社として運営

主務官庁(金融庁・法務省)の監督



2. 電子債権記録機関 (2) 記録機関の設立状況

現在、4つの記録機関がサービスを提供(でんさいネットと3メガの記録機関ではサービス内容が異なる)

	 株式会社全銀電子債権ネットワーク (通称:でんさいネット)	日本電子債権機構株式会社 (JEMCO)	SMBC電子債権記録株式会社	みずほ電子債権記録株式会社
開業日	平成25年2月18日	平成21年7月27日	平成22年7月6日	平成22年10月4日
株主構成	全国銀行協会100%	三菱東京UFJ銀行100%	三井住友銀行100%	みずほ銀行100%
主なサービス内容 対象企業等	手形代替を前提とした新たな社会インフラ。 納入企業は、手形のように債権を転々流通させることが可能(手形割引、手形貸付に代わる「でんさい割引」、「でんさい貸付」等も可能)。	支払企業(主に大企業)およびその取引先である納入企業(主に中小企業)向けのファクタリングサービス(※)が中心。 納入企業が支払企業に対して有する債権を電子記録債権化し、必要に応じて買取を実施。 (※)企業が保有している売掛債権を買い取り、その債権の回収を行う金融サービス(企業は売掛債権の早期資金化が可能)。		

(注) 電子債権記録機関は、法令により専業制が採用されている(電子債権記録業およびそれに附帯する業務のみ行うことができる)。そのため、債権の買取や割引等は、記録機関の業務ではなく、債権買取会社や金融機関等の業務となる。

3. 「でんさい」の概要 (1) 特長

「手形的利用」、「全銀行参加型」、「間接アクセス方式」が基本コンセプト

1. 手形的利用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、現行の手形と同様の利用方法を採用。
- 手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備。

2. 全銀行参加型

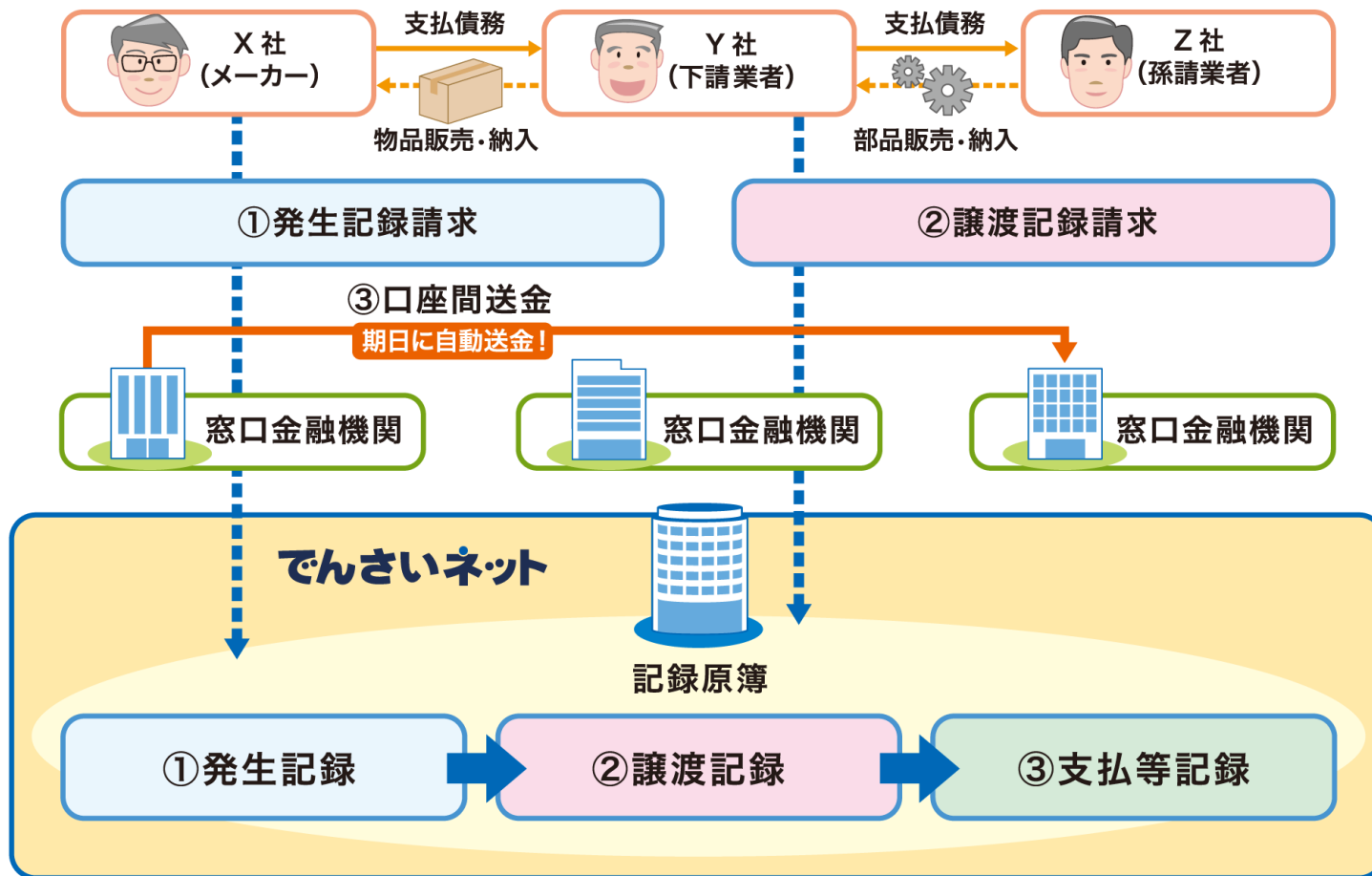
- 銀行の信頼・安心のネットワークのもとで、社会インフラとして構築される必要性を強く認識し、全銀行参加型を採用。
- 既存の銀行間の決済システムを利用し、確実に資金回収できる仕組みの提供が可能。

3. 間接アクセス方式

- 金融機関を經由してでんさいネットにアクセスする方式により、現在利用している取引金融機関をそのまま利用できるため、安心してサービスを受けることが可能。
- 金融機関の創意工夫によって、それぞれの利用者ニーズにあったサービスを提供できる仕組み。

3. 「でんさい」の概要 (2) 取引イメージ

利用するためには、窓口金融機関を通じて利用者登録が必要
(利用者登録の申込時には、窓口金融機関で一定の審査を実施)



3. 「でんさい」の概要 (3) 参加金融機関

全国491の金融機関が参加
企業は、取引先の窓口金融機関を気にせずに利用することができる

(2014年12月16日現在)

業 態	参加金融機関数
都市銀行	5
地方銀行	64
信託銀行・その他	7
第二地方銀行	41
信用金庫	267
信用組合	107
計	491

4. 「でんさい」のメリット (1) 債務者（支払企業）のメリット

事務負担軽減や、コスト負担軽減といったメリットが期待できる









支払企業の悩み → 「でんさい」の活用で解決!!

 <p>手形の発行は事務手続が面倒。搬送代の負担も大きい。</p>	 <p>「でんさい」を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。手形の搬送コストも削減されます。</p>
 <p>手形の印紙税負担が大きい。</p>	 <p>節税 手形と異なり、印紙税は課税されません。</p>
 <p>手形、振込、一括決済など、複数の支払手段があり、非効率。</p>	 <p>手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化すれば、効率化が図れます。</p>

4. 「でんさい」のメリット (2) 債権者（納入企業）のメリット

以下のメリットに加え、当事者間の合意があれば、手形受取時に発行していた領収書の発行も不要に（領収書を発行する場合でも、「でんさい」で受け取った旨を記載すれば印紙の貼付は不要）

納入企業の悩み → 「でんさい」の活用で解決!!

 <p>手形の場合、紛失や盗難が心配。保管も面倒。</p>	 <p>ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。嚴重に保管、管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減することができます。</p>
 <p>手形の場合、必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利。</p>	 <p>必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。手形にはない、「でんさい」特有の大きなメリットです。</p>
 <p>手形の場合、取立手続きが面倒。</p>	 <p>支払期日になるとお取引のある金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きは不要です。</p>
 <p>振込の場合、入金日までの資金繰りが大変。</p>	 <p>「でんさい」は流通性の高い債権です。「でんさい」であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった債権も、譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効に活用することができます。</p>

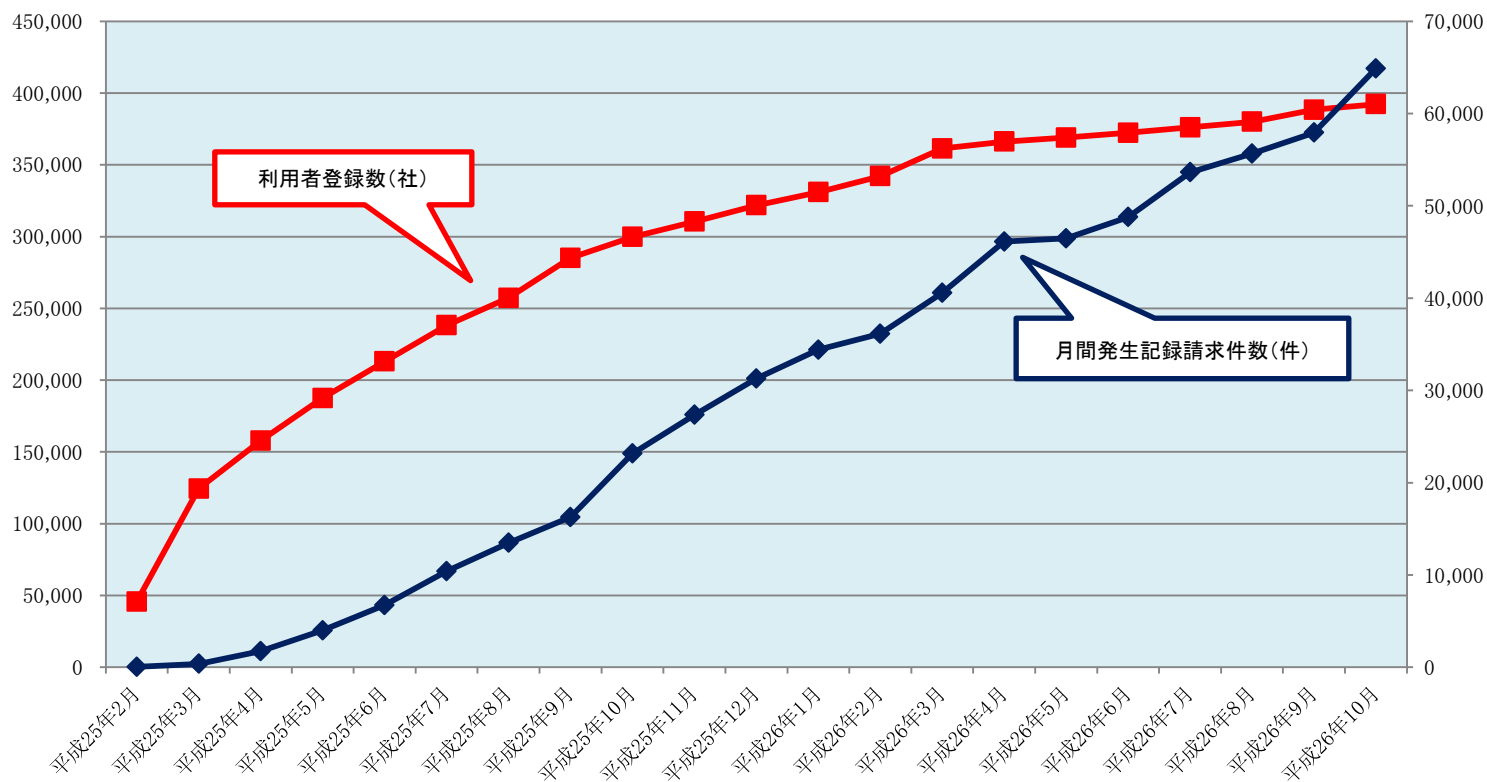
5. 現在の普及状況 (1) 利用者登録数・発生記録請求件数

利用者登録数は39万社に到達

一方、発生記録請求件数は月間6万件台に達し、増加基調にあるものの、本格的な普及はこれからであり、件数増加に向けて抜本的な取組み強化が必要

(単位:社)

(単位:件)



5. 現在の普及状況 (2) 都道府県別の利用状況 (2014年10月)

東京、大阪、愛知等、大都市圏から普及が進んでいる

都道府県	利用契約件数 (注1) (件)	発生記録請求(注2)	
		件数 (件)	金額(注3) (百万円)
北海道	20,490	1,777	11,802
青森	2,717	591	4,652
岩手	3,341	546	1,631
宮城	6,233	496	4,012
秋田	4,420	407	1,620
山形	4,659	553	2,953
福島	7,120	683	5,886
茨城	11,788	618	4,160
栃木	11,414	372	1,888
群馬	9,758	700	4,358
埼玉	26,603	1,159	6,378
千葉	19,787	609	4,876
東京	86,919	14,066	176,945
神奈川	21,076	2,228	15,977
新潟	11,181	2,061	9,291
富山	6,168	1,967	15,680
石川	4,255	985	5,935
福井	3,910	1,254	5,134
山梨	5,822	208	816
長野	14,071	2,148	9,054
岐阜	7,831	1,127	9,660

静岡	20,217	3,773	15,365
愛知	28,807	4,653	36,263
三重	6,537	589	2,667
滋賀	6,060	661	3,032
京都	8,061	1,178	12,697
大阪	43,574	7,010	62,436
兵庫	14,332	2,152	13,646
奈良	2,002	122	784
和歌山	2,578	185	1,162
鳥取	1,338	222	906
島根	797	100	535
岡山	10,015	2,012	10,096
広島	17,220	1,350	7,437
山口	3,544	625	2,321
徳島	4,466	643	4,045
香川	5,689	969	3,926
愛媛	5,613	385	2,476
高知	1,937	175	644
福岡	23,913	1,192	14,438
佐賀	1,232	210	1,151
長崎	4,428	372	2,346
熊本	4,461	622	3,297
大分	2,986	438	2,108
宮崎	3,899	199	1,112
鹿児島	3,493	231	1,756
沖縄	3,324	260	1,701
合計	520,086	64,883	511,059

(注1)「利用契約件数」は、利用契約件数の総数(各月末時点の累計)。

(注2)「発生記録請求」は、債務者が「営業所所在地の住所」として登録した都道府県に計上。

(注3)「金額」は、単位未満四捨五入した金額。

5. 現在の普及状況 (3) 業種別の利用状況 (2014年10月)

発生件数の上位は、製造業、卸売業・小売業、建設業

業種区分 (注1、2)	利用契約件数 (注3) (件)	発生記録請求(注4)		業種区分	発生件数	金額(注5) (百万円)	業種区分	発生件数	金額(注5) (百万円)
		件数 (件)	金額(注5) (百万円)						
農業・林業	2,118	30	212	金融業、保険業	68	1,467	不動産業、 物品賃貸業	480	4,986
漁業	312	3	85	学術研究、専門・ 技術サービス業	478	3,214	宿泊業、 飲食サービス業	37	82
鉱業・砕石業・ 砂利採取業	976	27	232	生活関連サービス業、 娯楽業	226	5,298	教育、 学習支援業	7	16
建設業	94,602	7,684	46,190	医療、福祉	91	702	複合サービス業	18	227
製造業	125,269	31,173	217,620	サービス業(他に分 類されないもの)	920	7,478	公務	0	0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4,314	290	967	分類不能の産業	93	659	合計	520,086	64,883
情報通信業	6,789	161	1,222						
運輸業・郵便業	20,355	161	1,222						
卸売業・小売業	126,275	22,395	215,538						

(注1)「業種区分」は、総務省の「日本標準産業分類(第12回改訂(平成19年11月))」を参考にした。

(注2)「業種区分」は、利用者が利用者登録事項の「業種区分」として登録する業種。

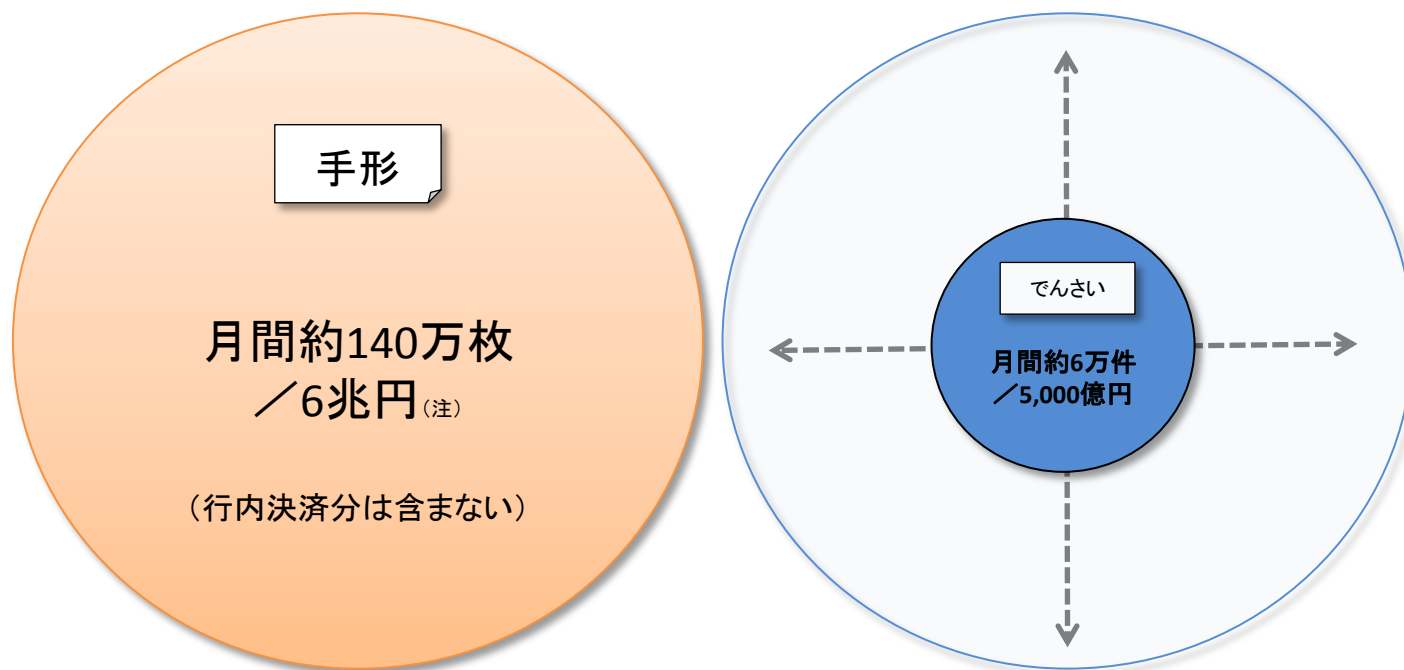
(注3)「利用契約件数」は、利用契約件数の総数(各月末時点の累計)。

(注4)「発生記録請求」は、債務者が登録した「業種区分」に計上。

(注5)「金額」は、単位未満四捨五入した金額。

6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (手形からの移行①)

まずはメリットがわかりやすい手形からの切替が進んでいるが、依然低水準
まだまだ「でんさい」普及の余地があるため、**手形からの切替促進を進めていく**



- 「でんさい」導入を積極的に進めている企業においても、まずはメリットがわかりやすい手形からの切替を優先的に進めているケースが多い。
- しかしながら、手形の交換高と「でんさい」の利用状況を比較すると、件数では約5%、金額では約8%の水準に留まる。

(注) 全銀協「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」によれば、平成26年10月中の手形交換は5,550千枚、24兆6,382億9,200万円。ただし、この数値には小切手も含まれていることから、約25% (140万枚 / 6兆円) を手形の交換高とした。

6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (手形からの移行②)

アンケート等によれば、新しい制度であるがゆえに、不安を感じている企業がある
利用開始に踏み切れない理由をしっかりと分析し、その解決に向けたサポートを全金融機関と連携して行う

「でんさい」に切り替えたいが、手形と「でんさい」の並存を避けるため、すべての取引先の同意を得るまで利用開始に踏み切れない



「でんさい」を積極的に導入している企業でも、すべての手形を「でんさい」に切り替えることができた企業は少ない。
そのような企業でも、十分にメリットがあったとの声をいただいている。

手形の振出枚数が少ないので、「でんさい」に切り替えてもメリットが小さい



印紙代の削減等、コスト削減効果だけに着目しがちであるが、事務負担の軽減効果だけでも十分にメリットがある。

受取手形を「でんさい」に切り替えたいのだが、これまで手形を裏書譲渡していた取引先が「でんさい」に対応していないため、切り替えられない
(「でんさい」に切り替えてしまうと、取引先に支払う手段がなくなってしまう)



手形を裏書譲渡していた取引先にも事務負担軽減等のメリットがある。より多くの企業が「でんさい」を導入できるよう、全金融機関が一丸となった推進が必要。

システム対応や多数の取引先への説明
(説明会の開催)に相応の時間が必要



取引金融機関の積極的なサポートが効果的。
(でんさいネットでは、取引先への案内状の雛形等を作成)

6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (売掛金からの移行①)

企業が保有する売掛金は、手形の9倍の規模(2013年度)
売掛金からの移行が進めば、「でんさい」はさらに普及

(出典:財務総合政策研究所 法人企業統計調査)

	受取手形	売掛金
2011年度	24兆円	192兆円
2012年度	23兆円	190兆円
2013年度	22兆円	198兆円

6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (売掛金からの移行②)

「でんさい」は、売掛金(期日振込)から移行した場合も大きなメリットがある
手形からの切替メリットとあわせて、**売掛金(期日振込)からの切替メリットもしっかりPRしていく**

売 掛 金

- 債権が存在するかわからない・・・
- 期日に支払われるかわからない・・・
- 簡易に譲渡や資金化ができない・・・

不確実で活用しにくい債権

で ん さい

- 債務者(支払企業)が発生記録をした段階で、債権金額や支払期日を事前に確認できる(可視化による債権確認と入金不安の解消)
- 利用者登録時の金融機関による審査、支払不能処分制度により、決済の確実性が向上
- 簡易に譲渡や割引が可能

確実性が向上し、活用しやすい債権に

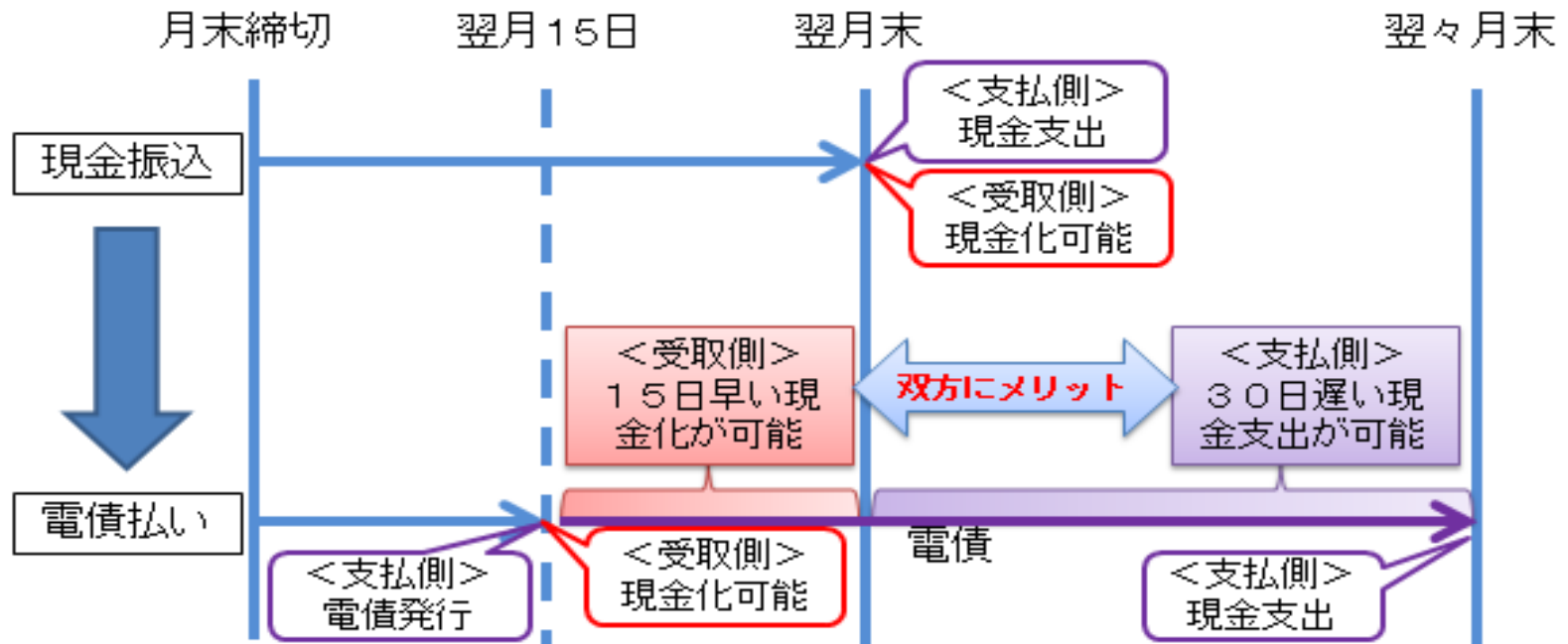
6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (売掛金からの移行③)

売掛金(振込)から「でんさい」への切替と同時に支払サイトを見直すことにより、
債務者・債権者双方にメリットがある

(出典：10月24日「でんさい活用セミナー」(東京)における経済産業省講演資料)

取引条件例

- 現金振込 毎月末日締切、翌月末現金支払 (支払サイト30日)
- 電債払い 毎月末日締切、翌月15日に(締切日起算60日)電債支払 (支払サイト60日)



6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (利用促進活動①)

実利用企業に講演いただくスタイルのセミナーを開催
 導入経緯・導入効果だけでなく、導入時に苦労した点を説明いただくことで、導入時の不安解消につなげる

日付	会場・後援	講演者(講演順)※でんさいネット職員を除く。
2014年2月12日 (東京)	【会場】経団連会館国際会議場 【後援】一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省、TMI総合法律事務所、(株)熊谷組、橋本総業(株)、(株)NTTデータ
2014年7月25日 (福岡)	【会場】電気ビルみらいホール 【後援】一般社団法人九州経済連合会	経済産業省、平田機工(株)、リビズ(株)
2014年9月5日 (名古屋)	【会場】名古屋銀行協会 【後援】一般社団法人中部経済連合会	経済産業省、高島屋スペースクリエイツ(株)、大同資材サービス(株)
2014年9月26日 (大阪)	【会場】大阪銀行協会 【後援】公益社団法人関西経済連合会	大阪シーリング印刷(株)、奥村遊機(株)、(株)サクラクレパス
2014年10月24日 (東京)	【会場】経団連会館国際会議場 【後援】一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省、TMI総合法律事務所、内外テック(株)、日本紙パルプ商事(株)

(注)上記セミナーは、いずれもでんさいネットが主催。

このほかにも、商工会議所、業界団体等が主催するセミナーに講師派遣を行っている。

セミナーの様子は、でんさいネットHP(<https://www.densai.net/>)の「セミナーレポート」に掲載。

6. 今後の課題 (1) 民間企業の「でんさい」利用 (利用促進活動②)

企業の声や金融機関との定期的な意見交換を踏まえて、各種施策を実施



「マンガでわかるでんさいのススメ」

平成〇〇年〇月〇日

お取引先様 各位

株式会社〇〇

「でんさい」の利用開始について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、早業は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、貴社管理業務の更なる安全性の向上と業務効率化の観点から、「でんさい」によるお支払いに対応できるよう、取引金額情報における「でんさい」取引契約を締結いたしました。

想は、貴社より約定済または為替予約で取扱いしております先着ですが、平成〇〇年〇月〇日から「でんさい」での受け取りも可能となります。

つきましては、「でんさい」でお支払いいただく場合は、必ずに記した弊社の「でんさい」利用番号および取引口座まで宛先記載済決定を行っていただきますようお願いいたします。

なお、引越先変更または為替予約にてお支払いいただく場合は、従来どおりのお支払いをお願いいたします。

【弊社の「でんさい」利用番号および取引口座】

利用番号	
金融機関名	(銀行コード:)
支店名	(店番号:)
預金種別	
口座番号	

敬々

(お問合せ先: 株式会社〇〇 △△ TEL - -)

※ 「でんさい」は、株式会社金融電子決済センター（通称「でんさいネット」）が提供している決済サービスです。100%年会費として提供しております。詳細は弊社ホームページをご覧ください。

企業間で使用する案内状のサンプル

【その他の施策例】

- ・金融機関が主催するセミナーへの講師派遣
 - ・金融機関職員向け勉強会の開催
 - ・でんさいネットHPにおける利用企業紹介
 - ・パンフレット、DVDの作成
 - ・各種リーフレットの作成(支払不能、残高証明書等)
 - ・「よくある質問」のHP掲載
 - ・「でんさいネット用語集」のHP掲載
- 等

6. 今後の課題 (2) 国・地方公共団体における活用①

国・地方公共団体の支払いに「でんさい」が利用されることで、普及の起爆剤となる可能性がある
他方、法令上、国・地方公共団体の支払いに「でんさい」を利用できるか不明確

■ 法律面の課題

- ✓ 国・地方公共団体の支払いは、法令で現金払いや振込等に限定されており、電子記録債権(「でんさい」を含む)による支払いについては明示されていない。
- ✓ 他方で、電子記録債権法上、記録機関が営むことができるのは「電子債権記録業」のみであり、決済部分は金融機関に委託して振込(すでに法令上認められている決済手段)で行っている。そのため、国・地方公共団体の支払いに「でんさい」を活用しても法令上は問題ないと考えられるが、**明確な解釈は示されていない。**

◇ 国

財政法 第二条

収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。

会計法 第二十一条

各省各庁の長は、債権者に支払をする場合において、政令で定める場合に該当するときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支払をなさしめることができる。

予算決算及び会計令 第四十八条の二

会計法第二十一条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 隔地の債権者に対し支払をする場合
- 二 郵便貯金銀行(略)の営業所及び郵便局(略)から債権者に対し現金支払をする場合
- 三 前二号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金又は貯金への振込みの方法により支払をする場合

◇ 地方公共団体

地方自治法 第二百三十二条の五

普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをする事ができない。

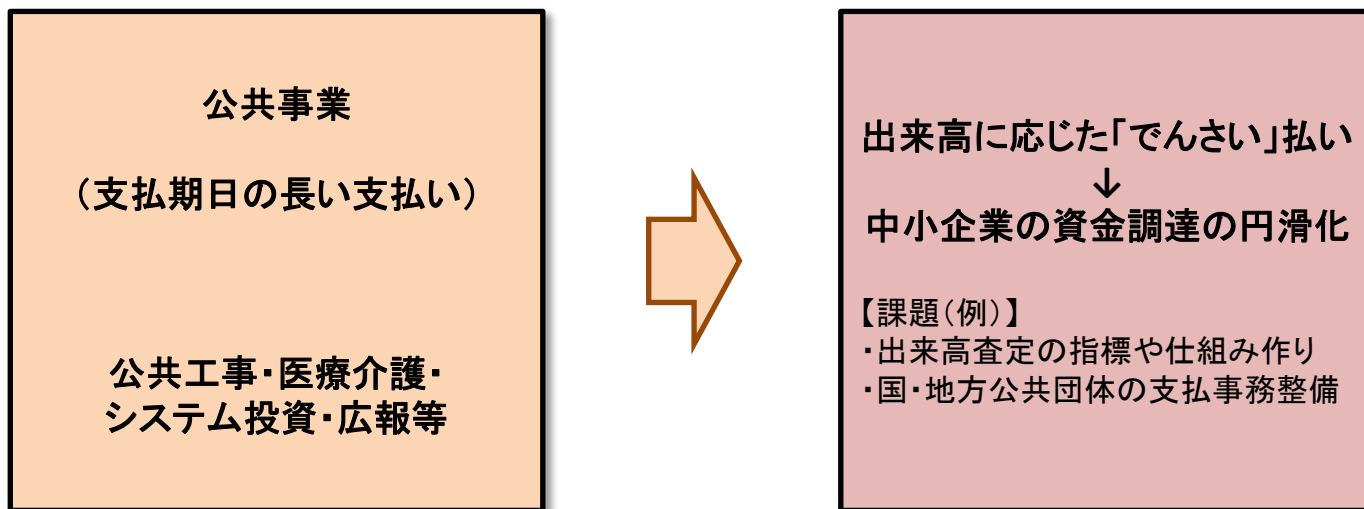
- 2 普通地方公共団体の支出は、政令で定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれをする事ができる。

地方自治法施行令 第一百六十五条の二

地方自治法第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体において、指定金融機関、指定代理金融機関その他普通地方公共団体の長が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関に通知して、口座振替の方法により支出をすることができる。

6. 今後の課題 (2) 国・地方公共団体における活用②

国・地方公共団体が「でんさい」を利用できることが明確になれば、
支払期日の長い支払い等で新たに活用余地も発生



6. 今後の課題 (3) その他の要望事項

手形は対象とされている一方、「でんさい」が対象外とされている制度等の変更
(例)

- ① 中小機構が運営する「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)」
- ② 国土交通省が定める「出来高部分払方式実施要領」
- ③ 国土交通省が定める「建設産業における生産システム合理化指針」

① 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)制度

- ✓ 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)制度とは、中小企業者の取引先事業者が倒産した場合に、連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するために共済金の貸付を行う共済制度で、中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営。
- ✓ 現状、**共済金の貸付を受けることが可能な要件において、「でんさい」の取引停止処分は対象外**(手形の取引停止処分は対象)。

② 出来高部分払方式実施要領

- ✓ 出来高部分払方式とは、公共工事における国の資金繰支援制度の1つ。着工時ならびに出来高が2割を超えた後に各々2割以内の前金払を受領し、出来高が5割を超えた後は、約90日に1回の頻度で出来高に応じた部分払を受領できる制度(出来高は発注者が査定)。
- ✓ 国土交通省が定める「出来高部分払方式実施要領」においては、出来高部分払方式を選択した建設事業者(元請)に対して、一次下請事業者への支払いを現金、90日以内の手形または90日以内の一括支払信託で行うよう、発注者(国・地方公共団体)が受注者に指導することを求めているが、「**でんさい**」による支払いは**対象外**。

③ 建設業における生産システム合理化指針

- ✓ 建設業における生産システム合理化指針とは、総合工事業者と専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方について示したもの。
- ✓ 当該指針の「(2)代金支払等の適正化」の項において、「イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること」とされ、「**でんさい**」による支払いは**対象外**。

～ご参考～

次の制度においては、すでに「でんさい」が対象化されている

- ① 信用保証協会における保証制度
- ② 日本銀行における適格担保制度
- ③ 国土交通省における下請債権保全支援事業

① 信用保証協会における保証制度

- ✓ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を調達する際に、保証人となって融資を受けやすくなるようサポートする公的機関。融資の返済が滞った場合は、保証協会が金融機関に対して代位弁済を行う。
- ✓ 平成25年9月20日、小規模企業活性化法(小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律)が施行されたことに伴い、「でんさい」の割引等についても新たに信用保証制度の対象となった。

② 日本銀行における適格担保制度

- ✓ 日本銀行が適格と認める担保。金融機関等は、日本銀行に差し入れている適格担保の範囲内で、共通担保資金供給オペ、補完貸付、日中当座貸越など、日本銀行から様々な形態で与信を受けることができる。
- ✓ 平成26年2月21日、日本銀行の「適格担保取扱基本要領」の一部改正における電子記録債権に係るものが実施され、日本銀行から適格記録機関に選定された電子債権記録機関の電子記録債権を、適格担保として日本銀行に差し入れることが可能となった(でんさいネットは適格記録機関に選定済み)。

③ 国土交通省における下請債権保全支援事業

- ✓ 国土交通省における下請債権保全支援事業とは、中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請建設企業等が保有する工事請負代金等の債権の支払いを保証する仕組みで、制度の利用を促進するため、一般財団法人建設業振興基金が、下請建設企業等に対し保証料を助成するとともに、ファクタリング会社に損失補償を行うこととなっている。
- ✓ 平成26年4月1日、下請債権保全支援事業の対象債権に電子記録債権が追加された。

7. おわりに

- ◆ でんさいネットのサービス提供開始以降、利用者登録数・発生記録請求件数(利用件数)ともに右肩上がりの増加を続けており、今後の本格的な普及に向けて様々な取り組みを行っている。
- ◆ 「でんさい」は、手形や売掛金(期日振込)と比べると事務負担軽減を図れる等のメリットのある決済手段であり、事業者にとって多くの導入効果が期待される。また、売掛金(期日振込)と比較した場合、可視化されることによる入金不安の解消に加えて、資金化や譲渡の簡便性等もあり、中小企業等の資金繰りの円滑化に大きく貢献できる決済手段である。ただし、新たな制度であり、まだそのメリットが十分に理解いただけていない可能性が高い。
- ◆ 「でんさい」のメリットを少しでも多くの事業者にご理解いただければ、「利用が利用を呼ぶ」好循環が生まれると考えられる。また、民間企業に留まらず、国や地方公共団体が利用することになれば、地方を含めて全国ベースでそのメリットを享受いただけると考えている。
- ◆ 「でんさい」は、国の政策である「中小企業の資金調達の円滑化」にも資する制度であり、でんさいネットとしては、参加金融機関にファイナンススキームの一部としても活用していただくほか、関係官庁等との連携を密にしながら、さらなる「でんさい」の普及に向け、利用促進活動に積極的に取り組んでまいりたい。

～ご清聴ありがとうございました～